

保税蔵置場の許可の失効について

関税法第47条第2項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和6年4月5日

大阪税関長 大内 聡

記

(保税蔵置場)

被許可者の名称及び住所	保税地域の名称及び所在地	許可失効 原因	蔵置中の 外国貨物の 搬出期限	許可失効 年月日
株式会社日新 神奈川県横浜市中区尾上町6丁目81番地	株式会社日新 南港製材センター 大阪府大阪市住之江区南港南6丁目7番8号、6丁目1 9番内	廃業	—	令和6年3月31日